

彩の国いきがい大学蕨学園第27期校友会規約

(名称)

第1条 本会は、彩の国いきがい大学蕨学園第27期校友会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、総務部長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、自主的な社会参加活動への意欲を助成し、もって会員の生きがいを高めることを目的とする。

(組織)

第4条 本会の会員は、彩の国いきがい大学蕨学園第27期卒業生をもって組織する。ただし、会費を納めた者とする。尚、各クラブ員もこれに準ずる。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)会員相互の連絡と提携
- (2)高齢者の社会参加と生きがいの普及啓発
- (3)その他目的達成に必要な事業の実施

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名 (2)副会長 3名 (3)会計 2名
- (4)理事 20数名(班から2名、各クラブから1名) (5)監事 2名

2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1)理事は、各班および各クラブで選出し、総会において承認を得る。
- (2)会長・副会長・会計は、理事の互選とし、総会において承認を得る。
- (3)監事は会長が委嘱し、総会において報告し、承認を得る。ただし、監事は理事を兼ねることができない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3)会計は、会計事務を行う。
- (4)理事は、担当の業務を執行する。
- (5)監事は、会計を監査する。

(会議)

第9条 会議は、総会と理事会とする。

- (1)総会は、年1回開催し、事業報告・決算の承認・事業計画・予算案の承認並びに規約改正等の審議決定をする。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の2以上から総会開催の請求があったときは、臨時に総会を開催することができる。
- (2)理事会は、理事で組織し、会の事業に関する事項を審議する。理事会は、必要な

都度開催する。

(3)総会及び理事会は、会長が招集する。

(4)総会の議長及び理事会の議長は、会長を充てる。

(5)会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(会費)

第10条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、年額3,000円とする。

3 但し、理由の如何にかかわらず会費の返金はしない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、初年度は設立の日より始まり翌年3月31日までとし、翌年度からは毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この規約による事業を円滑に実施するため、別に細則を定める。

第13条 新規クラブの設立は理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この規約は、平成29年2月26日から実施する。

規約第12条による細則

第1条 規約第5条の事業を実施するため、総務部・企画部・広報部の3部を置くものとする。

第2条 前条の各部に部長を置き、その職は副会長が充たるものとする。

第3条 第1条に定める総務部・企画部・広報部の所掌事務の範囲は、次のとおりとする。

1 総務部

(1)校友会の事務、総合調整に関すること。

2 企画部

(1)事業の計画及び実施に関すること。

3 広報部

(1)校友会の会報発行に関すること。

(2)広報一般に関すること。

(3)ホームページ開設に関すること。